

入札公告

次の工事について公募型一般競争入札（事後審査型）に付す。

平成28年5月18日

兵庫県土地開発公社
契約担当者
理事長 竹本 明正

1 入札に付する事項

(1) 工事名

緊急自動車総合訓練センター（仮称）用地敷地造成・整備工事（以下「本件工事」という。）

(2) 工事場所

小野市山田町地内

(3) 工事概要

兵庫県警察本部との委託契約に基づき、上記用地の敷地造成・整備工事を行う。

・敷地造成工事

盛土 159,700 m³、掘削 155,400 m³、植生シート、苗木植栽 10,500 m²、暗渠排水管、ふとん竈堰堤 1式、L型擁壁 50m、U型側溝、管渠 3,200m、仮設水路、沈砂池 1式

・整備工事

床堀・埋戻 640m³、雨水排水管 311m、園路広場工(訓練センター) 39,241m²
門扉・フェンス・ガードレール設置 1,807m

・進入道路工

掘削 23,700m³、路床安定処理 3,393m²、植生シート、苗木植栽 6,190m²
重力式擁壁ブロック積 1,355m²、U型側溝、管渠 939m、舗装工 3,393m²
門扉・フェンス・ガードレール設置 317m

・設備工事

床堀・埋戻 2,370m³、水道管(φ75-φ25) 1,252m、汚水排水管(φ150) 440m
照明灯 24基、防犯設備 1式

・舗装復旧 913m²

(4) 工期

着工の日から600日間

(5) 最低制限価格 有

(6) 調査最低制限価格 有

(7) 入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、紙による入札参加申込み及び入札とする。

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第81条の3に定める兵庫県（以下「県」という。）の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 確認基準日に有効な県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)における工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有するものであって、入札参加資格者名簿の一般土木工事においてA等級15以上に格付けされていること。

カ 入札参加資格者名簿の一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値の合計点数が180点以上であること。

ただし、入札参加資格者名簿の一般土木工事における県発注工事成績を有しない者は、次の①又は②の工事成績(特別共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)を1件に限り申請できる。その場合、一般土木工事における技術・社会貢献評価数値の合計点数に、入札参加資格確認の際に工事成績評定通知書の写しによって申請された工事成績を次の換算基準により換算した点数を加算した点数が180点以上であること。

① 国土交通省近畿地方整備局発注(各事務所発注分を含む。以下同じ。)の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当し、平成22年度から26年度までの間に完成したもので、施工場所の全部又は一部が県内であるものに限る。

② 神戸市発注の工事。ただし、入札参加資格の一般土木工事に該当するもので、平成22年度から26年度までの間に完成したのものに限る。

換算基準：工事成績89点以上は加算点120点、工事成績84点から88点は加算点90点、工事成績79点から83点は加算点60点、工事成績74点から78点は加算点30点、工事成績69点から73点は加算点0点、工事成績64点から68点は加算点-20点、工事成績63点以下は加算点-40点に換算する。

キ 平成13年度以降に、1件で盛土量7万 m^3 以上の土地造成工事又は1件の最高完成工事額が2億円以上の土地造成工事を元請(特別共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注した工事(鉄道関連事業等において、施工上のやむを得ない理由により、県から受託した者が発注した工事を含む。)で、工事が完成し、その引渡し完了したもの)を有すること。

ク 県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

コ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(ア) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社ウエスコ

(イ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

サ 県及び兵庫県土地開発公社発注の一般土木工事に係る低入札価格調査基準価格(以下「調査基

準価格」という。)を下回った価格をもって契約を締結した工事を確認基準日までに完了しない者は、入札参加資格者名簿の一般土木工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績が65点以上であること。

シ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(4) 平成13年度以降に、上記(1)キにおいて施工実績を有することを求める工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については、他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約期間中は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び10(4)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成28年5月18日(水)から平成28年5月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県土地開発公社 総務部 契約担当（兵庫県公社館2階）

電話番号 (078) 232-9516

5 入札参加申込書等の交付

(1) 交付資料

ア 入札参加申込書

イ 設計図書複写申込書

ウ 入札参加資格確認資料

(2) 交付期間

平成28年5月18日(水)から平成28年5月27日(金)まで

(3) 交付方法

兵庫県土地開発公社のホームページ (<http://www.hyogokentkk.or.jp/>) の入札情報からダウンロードを行い保存することにより取得すること。

(4) 交付に関する問い合わせ先

上記4(2)に同じ

(5) 入札参加資格確認資料は、下記11において入札参加資格の確認を受ける際に必要であるので、必ず上記(2)の交付期間内に上記(3)により様式等を取得しておくこと。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書複写申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより持参し、提出すること。

(1) 提出期間

平成28年5月18日(水)から平成28年5月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで（関係資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

持参

(3) 提出場所

上記4(2)に同じ

(4) 提出部数

1部

(5) 提出資料等

ア 公募型一般競争入札（事後審査型）参加申込書（様式3号の3）

イ 設計図書複写申込書（複写希望者のみ）（様式9号の3）

(6) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出を認めない。

7 仕様書、設計書及び図面の受領方法

上記6(5)イ設計図書複写申込書の提出時に設計図書データを収録したCD-RWを上記4(2)の場所で貸与する。なお、CD-RWは入札時に返還すること。

8 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式20号）にて作成の上、持参により提出すること。

ア 提出期間

平成28年5月19日(木)から平成28年6月3日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時00分までを除く。)

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

平成28年6月9日(木)から平成28年6月15日(水)まで

イ 閲覧場所

兵庫県土地開発公社のホームページ（<http://www.hyogokentkk.or.jp/>）の入札情報において掲示するとともに上記4(2)において閲覧に付す。ただし、上記4(2)における閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

9 入札保証金

不要

10 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成 28 年 6 月 16 日(木) 午前 10 時 00 分から

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号
兵庫県公社館 1 階 大会議室

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要事項を記載し、封入のうえ入札箱に直接投函すること。

イ 入札時に第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書のうち「工事費内訳書」と記載されたページの全ての項目について確認できるもの）を上記(1) (2) の日時・場所に提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 工事請負入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

ウ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

エ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる 1 件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、特に指示した場合は、この限りではない。

オ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理人をした者の入札ではないこと。

カ 所定の場所に所定の日時までには、第 1 回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書のすべての項目について確認できるもの）を提出すること。

キ 入札の執行回数は 2 回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記 12 において、すべての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

ク 再度の入札に参加できるものは、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（初度の入札において、最低制限価格又は調査最低制限価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(イ) 初度の入札において、上記イからオまでの条件に違反し無効となった入札者のうちイに違反し無効となったもの以外の者。

ケ 落札金額が 200 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を 11(2)ア入札参加資格確認資料の提出期間中に提出すること。

コ 入札者又はその代理人が本工事の入札について 2 通以上した入札ではないこと。

サ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

シ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 下記(6)コにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者の入札

(6) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、また、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止すること

がある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額の表示は、アラビア数字を用いること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがある。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入させること。

カ 入札書は、入札に付する事項ごとに作成して、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、あて名及び工事名称に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札執行職員の指示に従って、入札書（封筒）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封筒）を入札箱に投入した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

コ 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った入札をした者が、建設工事請負契約の相手方となる場合には、専任で配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、それと同等の要件（3(2)ア(イ)の施工経験を除く。）を満たす技術者を追加して専任で配置すること。

11 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 県財務規則第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で調査最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札参加資格確認資料の提出を求められた者は、次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

ア 提出期間

提出を指示された日の翌日から起算して 2 日以内（県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

イ 提出部数

1 部

ウ 提出資料等

(ア) 同種又は類似の工事の施工実績

入札参加資格があることを判断できる同種又は類似の工事の施工実績を、様式 5 号に記載すること。

なお、記載件数は代表的な工事 3 件以内とし、平成 13 年度以降に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。

(イ) 配置予定技術者の資格及び工事経験

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種又は類似の工事経験を様式 6 号に記載すること。

なお、記載件数は技術者 3 名以内とし、資格証明書・講習修了証等の写しを添付すること。

また、同種又は類似の工事経験については、平成 13 年度以降に工事が完成し、その引渡し完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書の写し等、同種又は類似の工事であることが確認できる書類を添付すること。

(ウ) 建設業の許可及び経営事項審査結果関係並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

- a 建設業の許可
建設業の許可に係る通知書の写し
- b 経営事項審査結果
建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し
- c 設計業務受託者関係
本件工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

(エ) 入札参加資格者名簿の一般土木工事における県発注工事成績を有しない者で3(1)カ後段の加算を希望する者にあつては、国土交通省近畿地方整備局又は神戸市発注の工事成績を様式19号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

- a 工事成績評定通知書の写し
- b 一般財団法人日本建設情報総合センター登録内容確認書(工事实績)の写し
- c 入札参加資格者名簿の一般土木工事に分類されることが確認できる設計書等の写し
(bにおいて確認できる場合は不要。)
- d 施工場所が県内であることを確認できる契約書等の写し(国土交通省近畿地方整備局発注工事のみ。なお、bにおいて確認できる場合は不要)

エ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

オ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

カ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

キ 提出された資料は返却しない。

ク 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ケ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が、資料を(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

12 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 調査基準価格及び調査最低制限価格を設けているので、予定価格の制限の範囲内の価格で調査最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定する。

この場合において調査最低制限価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

13 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合には、契約を締結しない。
- (3) 落札者は、工事施工計画及び下請負人等通知書を作成し、契約締結時まで提出すること。

14 契約保証金

落札者は、契約締結までに、契約金額（消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の10分の1（調査基準価格を下回った価格をもって契約を締結する場合にあつては、10分の3）以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があつたとき。
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県土地開発公社が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があつたとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があつたとき。
- (4) 兵庫県土地開発公社を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結があつたとき。

15 支払条件

支払い条件は、次のとおりとする。

(1) 年割支払 有

各年度における支払予定額は、おおむね次の割合による。

支払予定額：平成28年度40% 平成29年度60%

(2) 前金払

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。

(3) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(4) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件をすべて満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は部分払を請求することができ、部分払の回数は工期中5回以内とする。

なお、兵庫県土地開発公社の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

16 その他

- (1) 契約を締結した者は、本件工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1か月以内に（工期が1か月に満たない場合は、契約締結後速やかに）、証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること）。
- (3) 契約を締結した者は、本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県土地開発公社に提出すること。
- (4) (3)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (5) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (6) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。
- (7) 入札結果については、落札決定後、兵庫県土地開発公社 総務部 契約担当（兵庫県公社館2階）で落札決定日の翌日までに公表する。
また、契約締結後速やかに兵庫県土地開発公社のホームページで公表する。
（アドレス <http://www.hyogokentkk.or.jp/>）

入札参加希望者各位

兵庫県土地開発公社
契約担当者
理事長 竹本 明正

工事（業務）費内訳書の提出及び特約条項の追加について

下記について、ご承知の上、入札に参加してください。

記

1 工事（業務）費内訳書の提出

入札に関する条件として工事（業務）費内訳書の提出を求めているため、所定の場所に所定の日時までに工事（業務）費内訳書を提出できない方は、入札に参加できないこととなります。

工事（業務）費内訳書の様式は任意ですが、金抜設計書のすべての項目について記載されていることを原則とします。

積算については、自己積算を原則とするので、自己積算していない方、他者に自らの工事（業務）費内訳書の内容等を漏らした方も入札に参加できません。

また、自らが提出した工事（業務）費内訳書の内容に他者の提出したものと一致又は近似する部分がある場合において、その理由、具体的な積算方法及び自己積算していることのいずれかを明らかにすることができない方も、入札に参加できないこととなるので、特に注意してください。

さらに、入札参加者は、お互いに競争しなければならない関係にあるため、他の入札参加者に対して見積書を交付する等の行為を行わないようにするとともに、落札者から他の入札参加者に対して本件入札に係る業務を委託する等の行為は、極力、避けてください。

なお、手持ち業務が多数あるために対応できない場合、設計図書の内容を確認して自己積算できないことが明らかになった場合、他の入札参加者からの見積依頼に応じた場合等において、入札に参加することを辞退したとしても、辞退した方に不利益が及ぶことはありません。

2 特約条項の追加

契約書に別紙記載のとおり「特定の違法行為に関する特約条項」を追加することになります。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めるときは、この契約を解除できる。この場合においては、建設工事請負契約書第47条第2項及び第3項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第50条の規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第47条の規定」を「特定の違法行為に関する特約条項第1項の規定」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、請負代金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、建設工事請負契約書第52条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

- 7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。
- 8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帯して賠償金支払の義務を負う。